

令和2年度

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費（設備整備）補助金

宮城県では、産業廃棄物の3Rの効果のある設備を県内に設置する事業者の皆様に対し、費用の一部を補助します。

募集期間

令和2年3月31日（火）～令和2年5月29日（金）

※ 窓口へ直接提出に来てください（郵送での提出は認められません）。
提出の際は、必ず事前に予約してからお越しください。

★ 補助の内容と対象となる設備

補助の内容 **補助率：1/2以内**
補助上限額：2,000万円

- ▶ 産業廃棄物の**発生を抑制**する設備
（製造工程の改善による産廃発生量削減の取組など）
- ▶ 産業廃棄物となる物を**再使用**するための設備
（一度使用した物を、廃棄せずに再度使用できるようにする取組など）
- ▶ 産業廃棄物を**再資源化**するための設備
（産廃として発生した物をリサイクルする取組など）
- ▶ 産業廃棄物由来の**資源を利活用**するための設備
（産廃をリサイクルした資源を原料とする製品の製造設備や、エネルギー利用に関する取組など）
- ▶ 産業廃棄物の**排出を抑制**する設備
（事業場で発生した産廃を自ら処理する取組で、上のいずれにも該当しないもの）

補助条件の優遇措置

※知事が定める取組に係る設備導入

補助率：2/3以内
補助上限額：3,000万円

※地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画による設備導入
（総事業費1億5千万円以上のもの）

補助率：1/3以内
補助上限額：5,000万円

詳細は裏面を御覧ください！



©宮城県・旭プロダクション

★ 応募資格

宮城県内に事業所を有し（予定も含む）、産業廃棄物の3R等に取り組むために、設備機器を整備する事業者の方（産業廃棄物の中間処理業者を含む。また、当該事業者が半数以上を占める団体を含む）。ただし、過去3年間、環境関係法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていない等の要件があります。

★ 留意事項

- ・申請の際には事業内容についてヒアリングを実施しますので、余裕を持って申請してください。また、申請の際は申請者自らが窓口にお越しください。
- ・補助対象事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。
- ・その他、留意事項は「申請の手引き」を御覧ください。

★ ご相談窓口 （申請先）

宮城県環境生活部環境政策課環境産業振興班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁13階北側
電話：022-211-2664 FAX：022-211-2669 電子メール：kankyoi@pref.miyagi.lg.jp

★ 対象事業

事業者が、産業廃棄物の3R等に取り組むために設備機器を整備する事業（既存設備機器の改造も含みます。）

補助対象の事業経費の総額が100万円を超える事業に限ります。

- ① 産業廃棄物の発生抑制のための設備等の整備（**発生抑制**）
- ② 産業廃棄物の再使用のための設備等の整備（**再使用**）
- ③ 産業廃棄物の再資源化のための設備等の整備（**再資源化**）
- ④ 産業廃棄物由来の再生資源の利活用のための設備等の整備（**再生資源の利活用**）
- ⑤ 発生した産業廃棄物の排出を抑制するための設備等の整備（**排出抑制**）

★ 対象となる事業経費

▶ 設備の設計費用 ▶ 設備の購入費用 ▶ 設備の設置工事費用 ▶ 設備の運搬費用 など

※土地取得や自動車・重機等の購入・リース費用など、補助金の交付目的以外の用途に使用できものに係る費用は対象外となります。

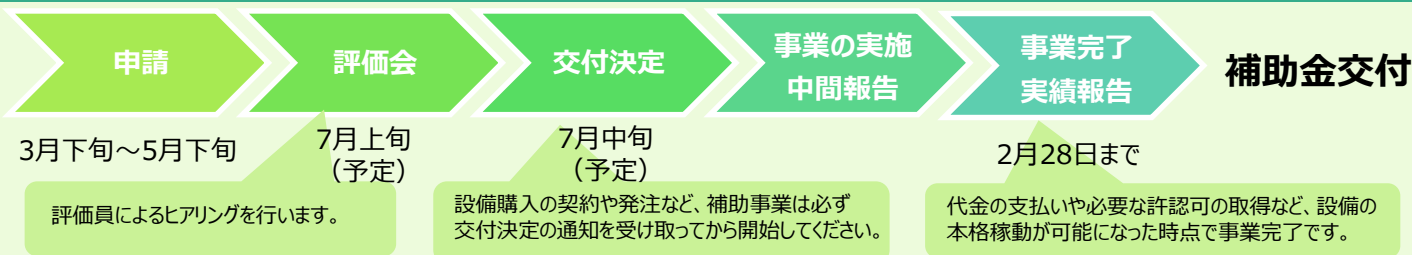
★ 補助率・補助上限額等

	①一般枠 重点枠、未来法枠以外の 設備導入	②重点枠 知事が定める取組(下記)に係る 設備導入	③未来法枠 地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画に 係る設備導入計画で、総事業費1億5千万円以上のもの
補助率	2分の1以内	3分の2以内	3分の1以内
補助上限額	2,000万円	3,000万円	5,000万円
事業期間	1年以内	1年以内	2年以内

※知事が定める取組

- (1) 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3Rに関する取組
廃太陽光発電設備、廃LED照明器具、廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）
- (2) 廃プラスチック類に係る以下の取組
 - ①再生プラスチック原料として再資源化する取組
 - ②再生プラスチック原料を利活用する取組
 - ③廃プラスチック類から製造された燃料を利活用する取組
- (3) 金属とプラスチック類を含む混合廃棄物（OA機器や電化製品）の分別を高度化する取組

★ 補助金交付のスケジュール



★ 申請のポイント

▶ 3Rの効果について

補助金交付申請書には、導入する設備による3Rの効果（量・率）を記載いただけます。この3R効果量・率は、導入する設備により、実際に発生抑制や再資源化などが見込める、具体的な値を、根拠と合わせて示してください。

（設備の年間処理能力は別に記載していただきますので、混同しないようご注意ください。）

→ 詳しくは、「**申請の手引き**」をご確認ください。

▶ 環境産業コーディネーターの申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などのご質問・ご相談については、県職員である環境産業コーディネーターがお応えします。環境産業コーディネーターは、ご連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、ご用命の際は環境政策課環境産業振興班にお電話ください（022-211-2664）。